

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現 行					
別表第1 標準時間保育に係る保育料				別表第1 標準時間保育に係る保育料					
階 層 区 分		月 額		階 層 区 分		月 額			
		3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳以上児		
A	階 層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の属する世帯	0円	0円	A	階 層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親世帯	0円	0円
B	階 層	〔略〕		B	階 層	〔略〕			
C	階 層	〔略〕		C	階 層	〔略〕			
D	第1階層 階～第23 階層	〔略〕		D	第1階層 階～第23 階層	〔略〕			
備考 〔略〕				備考 〔略〕					

別表第2 短時間保育に係る保育料

階層区分		月額	
		3歳未満児	3歳以上児
A 階層	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の属する世帯	0円	0円
B 階層	〔略〕		
C 階層	〔略〕		
D 第1階層 階～第23 層階層	〔略〕		
備考 〔略〕			

別表第2 短時間保育に係る保育料

階層区分		月額	
		3歳未満児	3歳以上児
A 階層	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は児童福祉法による里親世帯	0円	0円
B 階層	〔略〕		
C 階層	〔略〕		
D 第1階層 階～第23 層階層	〔略〕		
備考 〔略〕			

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。